

高年齢者の労働災害防止のための措置の努力義務：新設条文

第 62 条（中高年齢者等についての配慮）

事業者は、**中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者について**は、これらの者の**心身の条件に応じて適正な配置**を行なうように努めなければならない。

第 62 条の 2（高年齢者の労働災害防止のための措置）

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、**高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため**必要な指針を公表**するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第 69 条（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

第 70 条（体育活動等についての便宜供与等）

事業者は、前条第 1 項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1. 事業者が高年齢労働者の労働災害防止のため講ずべき措置

1

安全衛生管理体制の確立

（トップの表明とリスクアセスメント）

2

職場環境の改善

（ハード面・ソフト面の対策）

3

健康や体力の状況把握

（客観的なデータ把握）

4

健康や体力に応じた対応

（適切な措置と業務マッチング）

5

安全衛生教育

（特性を踏まえた訓練や意識づけ）

4. 高年齢者の健康や体力に応じた対応（セーフティ・ループ）

